

第三種電気主任技術者

発電所や変電所、工場、ビルなどは、電気設備の工事や維持及び運用に関して、保安の監督者をつけないければならないことが法令で義務づけられています。電気主任技術者は、その保安監督の仕事につくことができる国家資格です。

電圧や設備の内容によって、第一種、第二種、そして第三種と分かれています。本校で取得できる**第三種**は、電圧5万ボルト未満電気工作物（出力5千キロワット以上の発電所を除く）の工事、維持及び運用の保安監督につくことができます。以下の表も参考にしてください。

資格名	事業用電気工作物		
	電圧が17万ボルト以上の電気工作物	電圧が5万ボルト以上17万ボルト未満の電気工作物	電圧が5万ボルト未満の電気工作物 出力5千キロワット以上の発電所を除く
	上記電圧の発電所、変電所、送配電線路や電気事業者から上記電圧で受電する工場、ビルなどの需要設備		上記電圧の5千キロワット未満の発電所や工場、ビルなどの需要設備
第三種電気主任技術者	×	×	○
第二種電気主任技術者	×	○	○
第一種電気主任技術者	○	○	○

この資格を取得する方法は、認定もしくは試験があります。認定の場合、認定校（**本校は認定校**です）を所定の科目を修得して卒業し、定められた年数以上の実務経験が認められる必要があります。試験の場合は次の試験内容をご覧ください。

試験内容

4科目に分かれていて、各科目ともA問題（基本問題）とB問題（応用問題）に分かれています。

- **理論** 電気理論、電子理論、電気計測及び電子計測
- **電力** 発電所及び変電所の設計及び運転など
- **機械** 電気機器、パワーエレクトロニクス、電動機応用、照明、電熱など
- **法規** 電気法規（保安に関するものに限る）及び電気施設管理

試験日程

9月

検定料（テキスト代）

5,200円

平成27年度の資格取得状況

その他

ジュニアマイスターにおいて、第三種電気主任技術者は30点が加算されます。